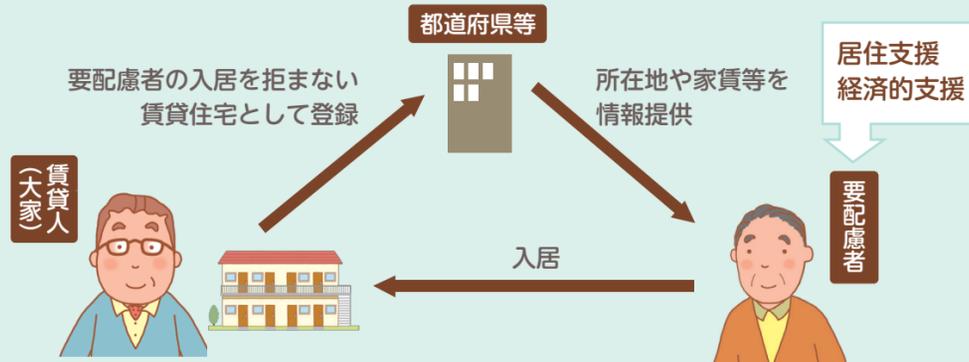


「民間住宅を活用した住宅セーフティネット」とは

住宅セーフティネット法に基づき平成29年10月にスタートした制度であり、高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々(要配慮者)に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行うとともに、必要に応じて居住支援や経済的支援を併せて行うものです。



住宅の確保に配慮を要する方々

- 高齢者
- 低所得者(概ね月収158,000円以下)
- 障害者
- 被災者(発災3年以内)
- 子育て世帯(高校生相当までの子供を養育する世帯)
- 外国人
- 児童虐待を受けた者
- DV被害者
- 犯罪被害者
- 矯正施設退所者
- 生活困窮者
- 東日本大震災の被災者
- 地方公共団体が地域の実情に応じて定める者 等

— 詳細なお問合せ先 —

「民間住宅を活用した住宅セーフティネット」に係る制度や基準に関するお問い合わせ

地方公共団体(都道府県、政令市、中核市)

全国のお問い合わせ先

http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/desk_list.php



地方公共団体

高齢者福祉に関するご相談・支援

地域包括支援センター

全国のお問い合わせ先

<http://www.mlit.go.jp/common/001220449.pdf>



地域包括支援センター

生活全般にわたるお困りごとのご相談

自立相談支援機関 相談窓口一覧

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000191346.pdf>



自立相談支援機関

平成30年3月



入居者向け

住まいが見つからずお困りの方へ

「民間住宅を活用した住宅セーフティネット」のご案内

住まいにお困りの方々へ、
賃貸住宅への入居をサポートする制度が、
平成29年10月からスタートしました。



賃貸住宅の入居を断られた…



希望に合った賃貸住宅が見つからない…



「民間住宅を活用した住宅セーフティネット」とは

高齢者や子育て世帯、障害者、所得の低い方など住まいにお困りの方を入居できる住宅の情報を提供



NPOや協議会等により、住まい探しや入居後の生活を支援

を行う仕組みです。

また、インターネットを使って自分で住まいを探すこともできます。

(詳しくは最後のページをご覧ください)

住まいや入居後の生活の困りごとは

地域の居住支援法人や居住支援協議会等の窓口にご相談ください

地域の居住支援法人や居住支援協議会等では、住まいにお困りの方に対するサポートを行っています。



家賃債務保証

連帯保証人に代わって法人が家賃債務を保証すること

居住支援法人は法律に基づき都道府県知事の指定を受けた法人です。
居住支援協議会は地方公共団体や不動産関係団体等から成る協議会です。

(お近くの相談窓口)

入居の相談、住宅の紹介



サポートの例

見守りサービス、生活相談



自分で住まいを探したい方は

「セーフティネット住宅情報提供システム」をご覧ください

WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」では、住まいにお困りの方が入居できる賃貸住宅を紹介しています。

専用ホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」



<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

セーフティネット住宅

検索



トップページ



居住支援法人や居住支援協議会の連絡先等を確認することもできます。

物件掲載ページ (イメージ)



住宅やその周辺情報の他、入居対象者の範囲・条件なども掲載されています。



入居時に家賃や保証料の支援を受けられる場合があります

一部の地方公共団体では、所得の低い方が賃貸住宅に入居する際に、家賃や家賃債務保証料の支援を行っていますので、詳細はお住まいの地方公共団体にご確認ください。

